

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和6年度第3回）会議録

日	時	令和7年1月9日（木）午後6時～午後8時
場	所	吹田市役所 全員協議会室
出席者	委員	近藤会長、原副会長、乾委員、井ノ口委員、尾崎委員、加我委員、越山委員、崔委員、松井委員、松本委員、山口委員
	事務局	道澤部長、楠本次長、丸谷参事、水谷主幹、永井主査、藤原係員、武川係員
	連絡調整会議	〔環境保全指導課〕西川課長、〔都市計画室〕渡辺参事、 〔計画調整室〕白澤参事、〔開発審査室〕徳寄参事、 〔総務交通室〕石本参事、〔公園みどり室〕小原参事、 〔文化財保護課〕葉山課長、田中主任 〔教育未来創生室〕松山参事、 〔危機管理室〕柴野参事、〔総務予防室〕井上参事
	事業者	【（仮称）江坂計画】 〔株式会社長谷エコーポレーション〕 竹端担当部長、辻チーフ、齊藤副主任、長内氏 〔株式会社KANSOテクノス〕 小西マネージャー 【（仮称）ニトリ江坂店新築工事】 〔株式会社ニトリホールディングス〕 黒田シニアマネージャー、橘田シニアリーダー、林シニアリーダー 〔株式会社T&N北海道設計事務所〕 山川支店長 〔株式会社プレック研究所〕 上田事務所長、田中氏、工藤氏 〔株式会社エスパシオコンサルタント〕 中井課長 【（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業】 木村室長、渡邊総括参事、赤池参事、工藤主幹、山本主査、堺主任
	傍聴者	0名

<次第>

- 1 開会
- 2 [審議事項] (仮称)江坂計画
 - (1)環境まちづくり影響評価条例の手続進捗状況について
 - (2)環境影響評価審査会等からの意見と事業者の見解
 - (3)質疑応答
 - (4)評価書案に対する審査会意見(案)について
- 3 [審議事項] (仮称)ニトリ江坂店新築工事
 - (1)環境影響評価書案に関する諮問
 - (2)環境まちづくり影響評価条例の手続進捗状況について
 - (3)環境影響評価書案の内容について
 - (4)住民等からの意見について
 - (5)質疑応答
- 4 [報告事項] (仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業
 - (1)手続再開までの経緯について
- 5 [報告事項] (仮称)吹田市藤白台5丁目計画
 - (1)事後調査年次状況報告書について
- 6 [報告事項]佐井寺西土地地区画整理事業
 - (1)事後調査報告書の前回指摘事項と事後調査計画書の訂正について

1 開会

- ・「(仮称)江坂計画」の事業者は入室して待機
- ・11名の委員の出席により審査会成立を確認
- ・会長に進行を引き継ぎ

○会長

ただいまから、環境影響評価審査会を開催いたします。

初めに、本日の傍聴希望者を確認させていただきます。事務局より御報告お願いいたします。

○事務局(丸谷参事)

本日、傍聴希望者はございませんでした。

2 [審議事項] (仮称)江坂計画

○会長

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

次第2「(仮称)江坂計画環境影響評価書案」について、事務局と事業者より説明をお願いします。

○事務局(永井主査)

資料1を御参照ください。本事業の経緯及び本日の流れを御説明いたします。現在は指差しマークがついております、評価書案の段階です。

本事業は、令和5年12月19日に事業者である住友不動産と長谷エコーポレーションから環境影響評価書案が提出されました。令和6年2月に諮問とともに第1回目、5月に第2回目、10月に第3回目の審査会を開催し、委員の皆様には予測・評価の結果や環境取組等について御審議をいただきました。本日は第4回目の審査ということになります。

本日は、まず前回の審査会及びその後に頂戴いたしました御意見に対する回答を事業者から説明していただきます。その後、事業者の説明を受けて、御審議をお願いいたします。

○会長

では、続いて事業者さんから説明をお願いいたします。

OKANSOテクノス

お手元の資料2-1のほうをご覧ください。

こちらは前回、令和6年10月開催の審査会にて頂戴しました御意見とその回答につきまして、資料を作成しております。

まず1つ目、コミュニティにつきまして、児童の増加について市の担当局にも改めて話をお聞きした結果も含めて、回答させていただきます。別紙1をご覧ください。吹田市環境未来創生室の方とお話をさせていただきまして、令和6年度吹田市立小学校の児童数推計を御提示いただきまして、別紙1の2ページ目、3ページ目に添付1、2として資料を載せさせていただいております。添付1の方が小学校の上位推計、添付2の方が中位推計となっております。こちらの5番が吹田南小学校の数値となっております、この吹田南小学校の上位と中位の数値について1枚目の資料の表1として抜粋しております。

こちらをご覧くださいますと、本事業計画の工程は現時点で西地区、東地区の販売年度がずれる可能性はございますが、児童数推計においては、当初計画のとおり令和10年3月末に完成、そして同年度入居開始ということで教育委員会のほうで現在想定されているものとなっております。表1の令和10年5月1日の箇所には赤線をいれております。ここから後ろ、令和10年、11年、12年が本計画を反映したものとなっております。そして先ほど申し上げました上位計画、中位計画につきましては、本事業による児童の増加見込数が令和10年以降に含まれています。上位推計につきましては、令和6年度の5月1日時点の在籍児童数及び住民登録されている学区ごとの未就学児の人数を集計、次年度以降にその人数がそのまま進級するものとして算定されておまして、これに令和10年5月から本計画の増員分がのせられています。中位につきましては上位推計をもとに、過去10年間の転出入の状況等を、教育委員会が把握している状況等を踏まえて、校区・学齢ごとに算出したもので、より現実に近いものとなっているということです。

事業計画地の小学校の児童推計、表1を見ながら説明させていただきます。上位推計につきましては、令和11年度以降、31学級を超え過大規模校となります。しかし、中位推計を見ますと令和12

年度までの学級数は過大規模校以下となっております。ただ、担当部局によりますと、中位推計においても令和13年度以降、これについては先過ぎて推計が困難であり推定が変わる可能性があるということも聞いております。事業者としては実行可能な範囲で販売時期をずらすなど、吹田南小学校の学級数増加への影響が小さくなるよう、事業の進捗を踏まえ、これから年度ごとに更新される推計も注視していくことを考えております。そして、担当部局とは、今後の事業計画が具体的に策定される過程において、事業者として実行可能な範囲内で販売時期をずらすなど影響が小さくなるよう協議を継続していくことで了承いただいております。

続きまして文化遺産について、文化財調査による影響の程度などに対する御意見に対する回答となります。発掘調査につきまして、前回審査会にて示された文化財本掘調査対象範囲及び調査工事量等の調査による影響について、別紙2にとりまとめております。

別紙2につきましては、まず条件ということで、今回の調査の実施による条件としまして、まず発掘調査においては1区画当たり1日1台のバックホウを使用するということを1つの条件として記載して挙げております。そして掘削土につきましては、地区外への搬出はしない。また、発掘調査の実施の場合には、大気、騒音、振動の予測時の工事量を上回らないように調整するということを前提条件としております。工程につきましては、別紙2の3ページ目になります、表2の工事工程表という横書きの表をご覧ください。こちらの上段にあります表は、評価書案に記載している工事工程となります。開発工事と西地区の建築工事、東地区の建築工事ということで3つの工区にわけて、騒音、振動、大気について想定しています。大気につきましては、工事期間全体での年間での排出量を算定しておりますので、すべての工期で排気量が一番多くなる時期ということで想定しております。これが、月ごとで言いますと最も多くなるのが青で示している19か月目、ここが最も工事による排気量が多くなる時期となっています。また騒音につきましては黒の枠線、振動につきましては赤の枠線が最盛期であると想定しております。大気につきましては工事全体ですが、騒音、振動につきましては、工区ごとに予測をしており、なおかつ、西地区、東地区の工事が重なる場合には西地区のピーク時に東地区で稼働している建設機械も含めて予測を行っているというのが評価書案の内容となっております。これに発掘調査を含む工程を想定しているのが、下の表です。まず、開発工事の前に、開発工事に係る地点について行う発掘調査が3か月の予定としております。そしてそのあとに開発工事を実施する。そしてその次に西地区の範囲で発掘調査を実施し、それが終わったのちに西地区の建築工事にかかります。そして西地区の建築工事の開始と同時に東地区の発掘調査を開始し、それが終わった後に東地区の建築工事にかかるという、最も長くなる工程をひいています。

周辺への影響としましては、まず、搬出車両はない計画にしておりますので、交通に係る影響、交通混雑、交通騒音、振動、交通安全については、特に影響は生じないと考えております。発掘調査においての重機稼働、バックホウの稼働による影響につきましては、西地区と東地区の発掘調査が重なる時期はありませんが、西地区の建築工事と東地区の発掘調査が重なる時期というのが、50か月目から73か月目で生じます。ただ、1段目の工程に記載のとおり、当初、騒音振動等については西地区と東地区が同時に稼働している状態を想定していることから、その工事量を超えないように、上回らないように調整することによって、評価書案より影響が大きくなるようなことはないものと考えております。そして、現地での安全対策配慮事項としましては、作業員、地元住民の安全確保のため、目隠しフェンスもしくは万能板等を設置します。砂埃対策として、散水を実施します。調査で発生する残土についてはシート保護を実施いたします。また、シート飛散を防止するためしっかりと固定等を行う、という対策を考えております。

それから、資料2-1に記載しておりますが、発掘調査の実施にあたっては、調査地の地盤、地下水位の状況を十分考慮し、土留め、地下水位低下工法などの対策を行うとともに、日々の点検を確実に実施いたします。掘削後の埋戻しの際には、施工中や供用後に地盤の沈下等は生じないように適切に埋め戻しを行います。現時点で想定している発掘調査計画の変更が生じた場合には、その影響について検討し、影響抑制に努めます。また、変更及びその影響について都度報告いたします。以上が文化遺産に関する回答となります。

続きまして、景観に対する回答です。別紙3の方をご覧ください。こちらは、北側景観に関しての御意見です。北側については影の影響もあり暗く見えてしまうという御意見を踏まえ、建物色彩について再検討いたしました。その再検討の結果が別紙3に示すとおりとなっております。別紙3の1枚目は評価書案に掲載している北側景観で、2枚目は今回の再検討した景観となります。壁面色彩を評価書案の際にN5を使用していたところからN8に変更することによって明るいものになっていると考えております。以上で、資料2-1についての説明とさせていただきます。

続きまして資料2-2の説明に入ります。こちらの方は前回開催の審査会以降に頂戴しました（仮称）江坂計画環境影響評価書案に対する吹田市環境影響評価審査会委員等からの意見とその回答となっております。内容を説明させていただきます。

まず1つ目、コミュニティに関しまして先ほど御説明させていただきましたように、前回の審査会では小学校の児童数が議題となっております。それを受けまして、それ以外、保育所について特に問題ないのかという御意見をいただいております。周辺の住民の方々にとっても不安要素になるほか、新しく入られる方も含めて不安要素になるのではないのかという御意見をいただいております。この回答としましては、今回事業実施するにあたり、吹田市からの要請を受け、地域貢献の一環として事業計画地内の一部用地を寄付することとしております。この寄付用地に吹田市が保育所を誘致する計画であると事業者は聞いております、という回答になります。

続きまして、文化遺産について御意見をいただいております。

こちらの回答につきましては、先ほど2-1の方の発掘調査の対策について回答させていただいたものと同じになりますが、まず1つ目は、地下水位が高く比較的軟弱な地盤での調査になるというふうに予測されるということで、特に用地境界付近での掘削には留意してほしいという御意見です。こちらにつきましては、発掘調査の実施にあたっては、既に実施した試掘調査同様に調査地の地盤、地下水位の状況を十分考慮し、土留め、地下水位低下工法などの対策を行うとともに、日々の点検を確実に実施いたします、と回答させていただいております。

2つ目に、掘削後に埋戻しとなるが、施工中や供用後に地盤の沈下等は生じないように適切に埋め戻されたい。特に液状化リスクがある土地なので留意してくださいという御意見です。こちらにつきましては、掘削後の埋戻しの際には、施工中や供用後に地盤の沈下等は生じないように適切に埋め戻しを行いますと回答させていただいております。

3つ目に文化財調査に伴い新たに生じる環境影響、例えば発生土の搬出量増加、地下水揚水などがある場合には、その評価と影響抑制に努められたいという意見をいただいております。これにつきましては、発掘調査は、調査従事者の確保や掘削土の配置場所等を考慮しながら調査箇所1～数か所ずつ順次実施する計画であり、大気、騒音、振動の予測時の工事量を上回らないよう調整すること、掘削土は埋め戻しに利用し場外搬出は行わないことから、周辺への環境影響はほとんどないと考えております。

現時点で想定している発掘調査計画の変更が生じた場合には、その影響について検討し影響

抑制に努めます。また、変更及びその影響について報告いたします、と回答させていただきました。

次に3番目の御意見になります。こちらの方は評価書案の地域概況の中の項目につきまして、いくつか間違いがあるということで御意見いただいております。1から4まで御意見をいただいておりますが、こちらの方は御意見通り、修正させていただきますと回答させていただいております。

4番につきましては、環境取組内容の中で間違いがあるということで、こちらについても御意見の通り修正させていただきます。

5番目の意見としましては、こちらも地域概況に書いてある内容になりますが、吹田市廃棄物の減量および適正処理に関する条例の概要という項目がございまして、そちらの記載内容に対する御意見、産業廃棄物についての条例、その他の指導要領等についても記載してほしいという御意見です。こちらの方につきましては別紙4という形で載せておりますけれども、御要望のありました指導要領等についてまとめております。これをこの形で、次の評価書作成時に追記させていただくという回答にさせていただきます。

最後に6番、景観についての御意見です。立体駐車場の外壁の色彩について検討しているけれども、前回の審査会の御意見ですが、悪目立ちしすぎない、明るすぎないか、の判断を行うことが難しい。前回審査会の際には1色のみの提示になっておりましたので、そういう御意見をいただいております。検討結果について代替案を御提示いただき、説明して欲しいという御意見をいただいております。これにつきましては、第2回の審査会でも同様の回答、同じような、似たような回答をさせていただいておりますけれども、別紙5の方をご覧ください。

まず立体駐車場の外壁色彩としまして、3色を選定しておりました。1番上がマットグレー、マットシルバー、ストーングレーということで、下に表が入っております。それぞれの色のマンセル値、それから日射反射量、遮熱塗装であるかどうか等について比較をして、現時点ではマットグレーを使用することにしております。

この3色を現在の北側からの景観ですね、再検討後になりますけれども、こちらの方にどういう見え方になるのかというのを、別紙5の2、3、4ということで載せさせていただいております。

(2)がマットグレーになります。次がマットシルバーになりまして、最後がストーングレーとなっております。事業者としましては、この3つの候補の中からでは駐車場が目立ち過ぎず、明るすぎず、先ほどの建物の色彩と違和感のないものということで、マットグレーを選定していますという回答にしております。

○会長

非常にいろいろ検討いただいたと思います。では今の説明について何か御意見、あるいは御質問等ございましたらお願いいたします。

○OA委員

文化財について前回御指摘させていただきました、精緻に検討していただいていると思います。ちょっとだけ確認させてください。資料2の別紙2、最後2ページでA3の図面を2枚つけていただいているんですが、これ、対象範囲としては2枚目の方のコとかケとかが入っている方の、最終的な杭を打たれるところを全部調査されるという理解でよろしいですね、という確認です。その前のページとの整合性がよくわからなかったのと、これは私がどうこういう問題ではないのですが、杭径が小さいところは調査範囲になってないのですが、これは文化財保護課と調整されてそういうことになったという

理解でいいのかという、その2点だけ確認させてください。

OKANSOテクノス

この後ろ2枚、A3でのっているものと、表1、これは作り変えているのですが、工事の量ですね。この辺りは前回審査会でも示されているのですが、事業者というよりも、文化財保護課で、この場所にこれだけの柱を入れるのであれば、ここで調査が必要ということで想定されているものになります。1枚目の方は、西敷地、東敷地の柱ではなくて、例えばABCとかで見えていくと、詳細にこの場所に何を作るのかということが書かれている部分が表示されているものになるかなと思います。

OA委員

わかりました。整合しました。

○会長

では他どうでしょうか。だいたい事業者の御回答で問題ないということで、よろしいでしょうか。

○副会長

意見について詳細にやっていただいたということで認識しております。

予測の上位中位という中で、いわゆる過大規模校、31学級というところでひとつ区切りがあると思うんですけども。多分制約が出てこない、いわゆる、実質的にクラスが何クラスまで作れるかという物理的な制約、これは31学級というのが最大マックスということでよろしいですか。それとも、これはいわゆる過大規模校というクラス分けて、つまり、多分物理的なクラス数が決まっていて、そこまでがマックスということでしょうか。そのあたりどのような認識ですか。

OKANSOテクノス

基本的には、今、吹田市の方で公表されているものは31学級からが過大規模校ということで問題があるという認識です、と示されております。

ただ、1つ1つの小学校の学級数、教室数みたいなものが公表されていない中で、そこまでちょっと踏み込んで、今時点ではできていないということです。

○副会長

わかりました。実質的にはそういう制約があって、今後調整していくという形になると思います。そこは認識ができてればよいかなと思いました。そういう理解でよろしいですか。

OKANSOテクノス

そうですね。この想定というのはどんどん変わっていくものであるということもございますので、こちらの事業のスケジュールと合わせて、今後、密に調整をしていって、こちらが提示した、例えば時期をずらすということも、どれぐらいの効果があるのかといったところも教育委員会の方と相談しながらやっていかなければいけないと考えております。

○副会長

はい、わかりました。

○会長

ほか、よろしいでしょうか？

非常に丁寧に回答いただいたように、私は感じております。では審議についてはここまでといたしまして、続いてこの評価書案に対するこの審査会の意見の案についてですね、事務局の方から御説明をよろしくお願いします。

○事務局（永井主査）

これまでに委員の皆様、市の関係部局、住民の方々から様々な御意見を頂戴してまいりました。事務局としまして、それらをもとに資料3の審査会意見（案）を作成いたしました。意見（案）は、審査会での審議を経て、審査会意見として答申いただき、それをもとに作成した市長意見書を事業者に示しまして、万全の環境配慮をしていただくよう、手続を進める予定としております。こちらにつきまして、今から御審議をお願いしたいと思います。

資料3の方を御参照ください。本計画地で想定される水害などの災害時には、在宅避難を想定した計画を立てるなど様々な取組姿勢を示しておられました。一方で、カーボンニュートラルの実現への対応ですとか、広大な建物が与える周囲の景観への影響、あるいは校区内児童数の急増などについては、今後まだ配慮をいただかないといけないところもありますので、より効果的なものを求めてまいりたいと思っています。さらに、本事業計画地は大規模な調査を必要とする埋蔵文化財包蔵地となっておりまして、実際の調査はこれからということになっております。事業者には、これらの課題への対応策の具体化に努めるとともに、事業開始後においても、実際の状況に応じて効果的な改善を継続的に行うことを要望すると前文をつけております。

これらのことについて、主に審査会で多く出たものについて、具体的な意見をまとめております。まず、温室効果ガス・エネルギー、ヒートアイランドについて、実際の建設時期が数年後になります。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、最初に対策として挙げておられましたZEH-M Oriented仕様を満たすことはもちろん、より、それに相応しい一次エネルギー消費量や温室効果ガスの削減に向けて、詳細設計の際には、より効率的な機器の採用や太陽光発電増量の検討、居住者へのライフスタイル転換の提案などを行うこととし、また、実際に採用しました機器や提案したライフスタイルなどの検討状況及び実施した取組とその効果については、適宜、事後調査報告書等で報告することとしております。また、これらの数字に表れるものだけではなく、ヒートアイランド対策や水循環の確保など、その他の環境取組についても、具体的な内容と効果があれば、評価書や事後調査報告書等で報告してほしいとしております。

次に、大気汚染、悪臭、騒音、振動でございます。こちらの計画地は、既存の住宅地と隣接する部分がございます。また工事期間も長期にわたります。このアセスメントに先立ちまして行われました解体工事の時、あるいは長期にわたって更地になっている状態で、粉塵などの大気汚染、騒音、振動等については、周辺から既に意見が出たと聞いておりますので、実際、工事中に発生する大気汚染や騒音、振動については、周辺住民によく説明をして、現実的に実施可能な対策を可能な限り講じることとしております。

また、供用後につきましては、本計画地周辺は準工業地域に分類される地域が多く、周辺には工場、下水処理場、物流施設等も立地しております。入居者には、供用後に想定される悪臭、騒音、振

動等について、重要事項説明等で十分な事前説明を行い、理解を得るよう努めることとしております。

次に、景観です。景観については審査会の中でもたくさんの御意見をいただきました。本事業は、広大な高層集合住宅は、周辺に同様の建物がほとんどないこともありまして、長大な壁面が出現する南側、あるいは住宅地に近接する東側や北側など、地域の景観に大きな変化を与えます。これまで、たくさんの御意見をいただきまして、また、事業者の方も様々な計画の変更などをしていただきましたので、それらの審査を踏まえまして、事業者は環境取組を実施して、周辺の景観と、可能な限り調和を図ってほしいということです。

まず、最初に建築物の上層部の外観はできるだけ明度の高い色彩を選定しまして、軒裏や手すり等、細部も含めた色彩や立体駐車場などの附属建築物との調和について配慮し、北側など周辺に対する圧迫感の低減に努めること。また、長大な壁面については意匠で分節するとか、アクセント住戸を配置するとか、様々な工夫を計画しておられますので、それらを採用して、単調なデザインを避けるように努めてほしいと考えております。次に緑地の配置につきましても、さらに検討しまして、緑化修景等を活用した、よりよい景観の形成に努めてほしいと思います。実際の景観につきましては、事後調査報告書で報告することとしております。

次に文化遺産です。本計画地は、試掘調査の結果、遺跡保存のための措置及び記録保存のための発掘調査等が必要な地域でございます。しかもこの発掘調査、かなり長期にわたると予想されております。事業者におかれましては、以下に挙げます環境取組に十分留意して、また調査結果についても、事後調査報告等で定期的に報告して欲しいと考えます。

地下水位が高く、比較的軟弱な地盤での調査ですので、周辺の地盤などの沈下、変状等について、特に敷地境界付近では留意してほしい。また、掘削後の埋め戻しについても、地盤沈下が発生しないよう留意してほしい。さらに文化財調査、かなり長期にわたりますし、あるいは事業計画等に影響を与えることもあると思います。それらによって、新たな環境影響が見込まれる場合は、速やかに報告して、その評価と対策を行ってください。

防災、安全につきましても、この計画地は、吹田市のハザードマップにおいて水害、地震等の被害が想定されております。本事業は、大阪府防災力強化マンションに必要な基準での設計を行うとしております。基準の適合について、府と協議を行いまして、基準の充足を担保して欲しい。その内容と進捗について、事後調査報告書で報告してくださいということです。併せて、基準を充足するだけではなくて、付属棟や地下工作物、あるいは様々な防災設備の設計や設置場所については、災害発生時に予測される、実際の被災状況や使用環境等を想定しまして、必要な機能を果たすよう選定していただきたいと思います。

コミュニティについても、本事業計画地が校区となる小学校が、吹田市では過大規模校のおそれがある学校の一つとしている。本事業のような家族向け仕様の大規模な集合住宅は、供用にともなあって、児童数がさらに増加するのが見込まれます。建設、供用にあたっては、環境取組を実施して、地域への影響の低減を図っていただきたいと思います。

環境取組ですけれども、本市学校教育担当部局と十分協議を行いまして、推計される児童数を踏まえて、供用（販売）計画を立てること。また、推計で児童数の増加が著しい場合は、複数年度にかけて段階的な販売・入居計画を検討するなど、影響の低減に協力すること。これらの経過や結果については、適宜、事後調査報告書等で報告することとしております。

○会長

では、ただいまの説明について、何かお気づきの点、あるいは御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。文言とか、是非お願いいたします。

ちょっと1点だけ。今説明したところじゃないですけども、メンバーのところ、F先生の役職、助教になっていますが准教授です。

○事務局（永井主査）

大変失礼いたしました。修正いたします。

○会長

ほか、どうでしょうか？

○OA委員

審査会の意見案は、これでいいと思っているんですけども、1点だけ気になっていますのが、文化財保護の試掘が入ったことによって、工事の強度自体は下がる形になって、工事期間が倍くらいになるという理解をしているんですけど、周りの方には、それは伝わって納得はしていただいているのかとか、たまたまそういうのがあれば。環境影響のピークはもちろん下がることになると思うんですけども、それが長くなることについて。

○長谷エコレーション

周辺に対する説明につきましては、今後開発行為の着手がございますので、まずはそのあたりをきっちり地元の方に説明していきたいということを、今考えております。その中で、これから先の調査が決まってくると思いますので、併せまして周辺の皆さんには、期間を含めまして御説明を、引き続きしていくということで検討しております。

○OA委員

わかりました。ちょっと気になりましてコメントさせていただきました。

○会長

ほか、どうでしょうか？

だいたい、この内容で。今までだいぶ審議しましたし、その内容が盛り込まれていると思いますけれども、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、ほかはないようですので、一応ここで、この審議は終わりたいと思います。それでは、今後の本案件の審査会答申作成までの流れについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（永井主査）

本日御審議いただきました資料3の審査会意見（案）に、本日欠席委員の方もおられますので、そちらの御意見等もお伺いしましたうえで、会長、副会長に最終の御確認をいただき、本事業の評価書案に係る審査会意見を答申とさせていただきたいと思っております

○会長

では、本案件の審査会答申作成までの流れについては、今事務局から説明していただいたとおり、欠席委員の皆様方の御意見等も確認したうえで、最終的には私と副会長で確認をして、答申させていただくということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、最終的にはお任せいただくということで、よろしくお願いいたします。この審議はこれで終わりです。どうもありがとうございました。

続きまして、次第3に移りますので、事業者には御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

3 [審議事項] (仮称) ニトリ江坂店新築工事

(事業者入場)

○会長

続いて、次第3の審議事項「(仮称) ニトリ江坂店新築工事」の諮問について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局(丸谷 参事)

本事業は、事業者であります株式会社ニトリから、令和6年11月6日に、環境影響評価書案が提出されましたため、本日、本審査会へ諮問させていただくものでございます。諮問書の方につきましては、原本を会長の方に、委員の皆様方にはその写しを、それぞれ机上天にて配付をさせていただいております。

今後、この評価書案に対します市長意見書を事業者にお示しし、万全の環境影響に対する対策を実施していただくよう手続きを進める予定といたしております。

つきましては、お手元にごございます評価書案の内容を御審議いただき、科学的な見地から御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○会長

「(仮称) ニトリ江坂店新築工事」について、審査の諮問を受けましたので、委員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

本案件に関する評価書案の審議は、本日が初めてということになりますので、次第3(2) 条例の手続きの進捗状況として、まず事務局の方から手続の流れと審議事項について御説明をお願いいたします。

○事務局(永井 主査)

では、本事業の経緯及び本日の流れを御説明いたします。資料4を御参照ください。現在は指差しマークがついている、評価書案の手続の段階です。

本事業は、令和6年11月6日に、事業者である株式会社ニトリから環境影響評価書案の提出を受け、11月13日に告示しております。同日に環境政策室含め市内4か所で評価書案を閲覧に供し、意見書の募集を開始しました。意見書は、告示後45日間、12月28日まで受付いたしました。

住民との意見交換会につきましては、12月7日に開催いたしました。意見交換会におきまして提出されました意見等につきましては、意見書によって提出されました意見と併せて、(4)住民からの意見で概要を報告いたします。

審議の流れにつきましては、本日、事業者から評価書案の説明を受けますので、御審議をお願いいたします。審議事項としましては主に、評価書案10章「環境取組内容」、12章「環境影響評価の結果」13章「事後調査の実施に関する事項」を中心に御審議いただきたいと考えております。

その中でさらに審議を深めるべきと感じられた事項や、新たに審査が必要と考えられる事項等が生じるものと存じます。こちらについては、後日改めて、事務局から文書で意見の提出を依頼し、本日御欠席の方も含めて、委員の皆様の御意見を集約させていただく予定ですので、よろしくお願いします。

各委員から提出いただいた御意見や御質問については、事業者から回答を得て、次回の審議の資料とし、そののち、事務局において答申(案)作成にも活用してまいります。

○会長

では、事業者の方から、この件についての御説明をお願いします。

○株式会社プレック研究所

では、評価書案の説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、前回の提案書から少し期間が空いておりますので、事業計画の概要から簡単に御説明をさせていただきます。

評価書案の5ページ、こちらの方ご覧くださいでしょうか。

事業に関しまして、今回、ニトリ江坂店ということで、商業施設の建設になっております。建築面積は5,260m²、売場面積は6,687m²、建物の高さは3階建てで、約19mを予定しております。また、駐車場台数は230台の予定です。

続きまして、土地利用計画でございます。8ページ、9ページの図に土地利用計画を示しております。建築計画に関しましては、その後ろのページ、10ページにお示しをしております。

営業時間は10時から20時とする計画ですが、夏季や新生活、引っ越し需要時期等を含めまして、今後、営業時間を延長する可能性がございます。想定利用客数に関しましては、年間約60万人、休日1日当たり3,500人を予定しております。

また、建築平面図、11ページを御確認いただければと思いますが、提案書の段階から審査書の意見を踏まえまして、自転車の出入口を車両動線とクロスしないように計画変更を行っております。

続きまして、緑化計画でございます。18ページになります。

こちらでは、好いたすまいる条例に定めます緑化率10%以上を確保する計画としております。緑化率に算定されない箇所に関しましても、自主緑地といたしまして、開発広場内緑地や壁面緑化、また、屋上緑化等を実施し、可能な限り緑化を行い、それらを含めた実質の緑化面積は敷地面積の20%以上を確保する計画としております。

続きまして、交通計画でございます。22ページでございます。

事業計画地付近の自動車動線計画は、隣の図3.3-8に示すとおりでございます。事業計画地は国道423号線の側道に接しておりまして、事業計画地への施設関連車両は、こちらの国道から以下に示す経路で事業計画地へ入出庫することとなっております。

次の24ページのほうに拡大の図面を載せておりますので、そちらを御確認いただきながらお聞きいただければと思いますが、南側から来店する車両に関しましては、事業計画地東側出入口から左折入庫する予定でございます。帰りは北側出入口から右折出庫し、祝橋東交差点を右折して退店する計画です。北側からの来店車両に関しましては、祝橋東交差点を右折して北側出入口から左折入庫の予定です。帰りは東側出入口から左折出庫または北側出入口から右折出庫して退店する計画にしております。

荷物運搬車両及び廃棄物収集車両に関しましては、東側の荷物運搬車両・廃棄物収集車両出入口から左折で入庫いたします。北側からの入庫に関しましては、祝橋東の交差点を南に南下いたしまして、垂水町西交差点及び豊津町北交差点を右折して北向きに転回いたしまして、東側の車両出入口から左折入庫する計画でございます。

続きまして、30ページに工事の工程をお示ししております。全体で約13か月を予定しております。事業概要については、以上でございます。

こちらの当該事業におきます環境に対する取組方針は33ページにお示ししておりますが、大阪府建築物の環境配慮制度において、商業施設ではトップクラスと言えるCASBEE Aランク、また、ニトリ店舗では初となるZEB-Ready認証取得を目指した設計としております。

今回ちょっと項目が多いので、少し飛ばさせていただきます。環境取組内容に関しましては171ページからお示ししておりますが、ちょっとこちらの説明は時間の関係で割愛させていただきます。

続きまして、11章、環境要素、また、調査・予測評価の方法でございます。187ページ、こちらに環境要素の選定結果をお示ししております。予測及び評価の手法は、次のページから記載しております。

具体的には、温室効果ガス、エネルギー、また、廃棄物等、大気汚染、悪臭、ヒートアイランド現象、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、緑化と景観、日照障害、テレビ受信障害、防災・安全とコミュニティ、交通混雑、交通安全について予測評価を実施しております。

続きまして、調査結果の御説明に移らせていただきます。

まず、218ページをご覧ください。こちらには温室効果ガスの対策事例につきまして調査した結果をお示ししております。予測評価の結果に関しましては227ページにお示ししておりますが、エネルギー使用量及び削減量の予測結果といたしましては、空調設備と照明設備で大きく削減をしていくような形になっております。また、二酸化炭素排出量に関しましては、削減効果が大きい取組といたしましては照明設備となっております、次いで空調機器という結果になっております。

続きまして、239ページでございます。こちら、廃棄物の排出量の削減事例について調査いたしました結果をお示ししております。

建設発生土に関しましては243ページに示しておりますが、建設工事残土は4,410m³、また、汚泥については820m³発生すると予測をしております。

供用時の予測評価結果に関しましては245、246ページにお示ししておりますが、本事業では分別を徹底して、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努める、また、店舗にてカーテンを回収してリユース及びリサイクルを行う、店舗にて、あと、羽毛布団も回収しリサイクルを行うといった取組を実施していくことを計画しております。

続きまして、大気汚染の結果でございます。建設機械の稼働につきましては、予測結果を264ページからお示ししております。評価結果のほうは271ページから記載しております。

こちらに関しましては、二酸化窒素に関しましては、年平均は環境基準値及び吹田市の目標を下回ると予測しましたが、1時間値に関しましては、予測高さ6.1mにおいて、風向きによっては短期暴露の指針値を上回る場合もあると予測いたしました。しかし、予測に用いた建設機械の稼働時間帯における風向きの出現割合を見ますと、271ページの下の方になるんですけども、事業計画地に近い住居地域に向かう風向きのうち、二酸化窒素の1時間値が短期暴露の指針値を上回った北、南南東、南の風向きの出現割合は、それぞれ1.9%、1.1%、1.7%であり、極めて低い結果となっております。

続きまして、277ページ、こちらのほうには工事用車両の予測条件をお示ししておりますが、工事用車両に関しましては、1年間の積算台数を365日で除した年平均の1日当たりの車両台数を設定しております。一般車両に関しましては、平日245日、休日120日といたしまして加重平均を行い、年平均の1日当たりの車両台数を設定しております。

なお、工事用車両は工事計画を基に設定しておりますが、主要な走行ルートへの配分については、工事計画の詳細が未確定であるために安全側の設定といたしまして、各予測地点に全ての工事用車両を走行するものとして予測を行っております。

こちらの予測評価の結果でございますが、282ページ、283ページにお示しをしております。工事用車両の走行により発生する排出ガスによる大気汚染への影響に関しましては、二酸化窒素の環境濃度が吹田市の目標値を上回っておりますが、一般車両による影響が大きく、工事用車両による寄与率は0.02~0.07%となっており、極めて小さいという結果でございます。また、安全側に予測するため、各交差点に各方面から全ての工事用車両が通行するものと設定しているため、実際にはさらに影響が少なくなるものと考えられます。

続きまして、施設関連車両の走行による影響の予測評価に関しましては、305ページ、306ページのほうにお示ししています。

こちらは二酸化窒素の環境濃度がやはり吹田市の目標値を上回っておりますが、こちらも一般車両による影響が大きいということで、施設関連車両による寄与率は0.09~0.32%であり、極めて小さいという結果になっております。

少し飛ばします。悪臭、ヒートアイランド、あと、土壌汚染については、いずれも環境目標を満足しておりましたので、ちょっと説明のほうは割愛させていただきます。

少し飛んで、363ページと364ページでございます。こちらは建設機械の稼働による騒音の予測評価の結果でございます。こちらに関しましても評価目標を満足していると評価されました。

続きまして、369ページ、370ページでございます。こちらが工事用車両の走行による騒音の予測評価結果でございます。こちらはNo.交-2、No.交-3に関しましては環境基準値及び吹田市の目標値を下回っていましたが、No.交-1及びNo.交-4は環境基準値及び吹田市の目標値を上回っているという予測結果でございます。しかし、両地点におきます工事用車両の走行による道路交通騒音の増加分は0.1dBとなっておりまして、現況の騒音レベルに影響を及ぼさないという結果でございます。なお、安全側に予測するため、こちらも工事用車両を全ての地点に走行するという設定をしておりますため、実際にはさらに影響が少なくなるものと考えられます。

続きまして、施設の供用、冷暖房施設等の稼働、駐車場の利用におきます騒音の予測評価結果でございます。381ページから予測結果を、評価結果に関しましては383ページに示しております。

こちらは環境基準値及び吹田市の目標値を上回っている地点がいくつかございましたが、これらについては現況が既にやはり環境基準値及び吹田市の目標値を上回っておりまして、本事業の実施による騒音レベルの増加はないという結果でございました。

続きまして、施設関連車両の走行の影響による予測評価の結果を、388ページのほうにお示ししております。こちらのNo.交-1及びNo.交-4は、環境基準値及び吹田市の目標値を上回っているという結果でございました。ですが、こちらの両地点における施設関連車両の走行による道路交通騒音の増加分に関しましては0.1～0.2dBとなっております、現況の騒音レベルにはほとんど影響を及ぼしておりません。

続きまして、振動に関しましては評価目標を満足しておりまして、説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、施設の供用、冷暖房施設等の稼働による低周波音の予測結果でございます。こちら、予測結果を434ページから、評価結果は437ページのほうにお示しをしております。

こちら、心身に係る苦情に関する参照値について、50Hz以上の領域においてはNo.環-1及びNo.環-2の平日・休日の昼間が、80Hz以上の領域においてNo.環-1の平日・休日の夜間及びNo.環-3の平日・休日の昼間が参照値を上回っているという予測結果になっております。ただし、現況が既に参照値を上回っておりまして、本事業の実施による影響は小さいものと考えられました。

続きまして、緑化でございます。こちら、449ページに類似した緑化計画を持つ施設の緑被の設置状況及び維持管理方法について調査した結果をお示ししております。それらを踏まえまして、最終的にその植栽、緑化計画を設定しております。

続きまして、景観でございます。景観に関しましては、フォトモンタージュを464ページからお示ししております。このうち、計画地の建設物が比較的1番近接で確認される場所として、北側のマンションからのフォトモンタージュを467ページ、また、468ページに示しております。また、北大阪急行の車窓から見えるフォトモンタージュに関しましては、469ページ、470ページにお示ししております。いずれも景観に著しい違和感を与えることはないものと予測されました。

また、本事業におきましては、屋上広告物につきまして景観に対する負の影響の大きさを十分に勘案いたしまして、吹田市の屋外広告物条例に定めます建築物の屋上を利用するものに係る基準よりも小さいサイズを当初より計画しておりましたが、さらに配慮した大きさに変更しております。

続きまして、日照障害、テレビ受信障害に関しましては、説明のほうは割愛させていただきます。

防災・安全については、496ページのほうに商業施設におきます先進的な防災対策の実施状況のほうを調べておりますので、そちらの結果を載せさせていただいております。

防災・安全の評価結果に関しましては、500ページにお示ししておりますが、防災・安全については、災害時の停電・断水時に、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設として太陽光発電システムやソーラー式LED灯などの設置等を行う、また、防災カメラの設置、見通しのよい外構の整備、LED灯の整備、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を検討するといった取組を実施予定でございます。

続きまして、交通混雑でございます。工事用車両の予測結果を527ページにお示ししております。こちら、交差点需要率をお示ししておりますが、基本的に1番増加分が大きい、上昇率が大きかったものでも0.514となっております、交通流を円滑に処理できるとされる交差点需要率の目安0.9を十分に下回るという結果になっております。

施設の供用時に関しまして、駐車場の利用、施設関連車両の走行に関しましては、交差点需要率以外に交通流シミュレーションによる予測も行っております。529ページでございます。シミュレーションソフトウェアに関しましては、「PTV Vissim 2023」を用いて行いました。こちらのシミュレーション結果に関しましては、複合影響でも実施しておりますので、後ほど動画を御確認いただきながら御説明できればと考えております。

交差点需要率に関しましては542ページに示しておりますが、施設関連車両の走行に関しましては十分に円滑に処理できる数値という値になっております。

続きまして、559ページ、複合環境影響でございます。今回、計画地のすぐ南側にライフ緑地公園店の新築工事計画が出てまいりましたので、こちらに関しまして、複合環境影響の予測評価を行いました。周辺事業の事業概要でございますが、物品販売業の店舗ということで、敷地面積が5,826m²、高さ11.3mの規模となっております。

こちらに関しまして、環境要素の選定結果を563ページにお示ししております。大気汚染、騒音、振動、また、工事段階の交通混雑、交通安全に関しましては、著しい複合影響は想定されないということで、今回予測評価の対象から外しております。景観と供用時の交通混雑、交通安全に関しましては予測評価を行いました。

景観に関しましては、564ページから示しておりますけれども、調査地点はライフさんの建物からニトリさんの建物が両方視認できる場所といたしまして、国道423号の側道からフォトモンタージュを作成するような形になっております。その結果が567ページでございます。今回は、計画建物の南面に計画しております壁面緑化による景観の向上効果が大きく期待できるのではないかという予測結果になっております。

交通混雑の予測内容は、569ページからお示しております。こちらに関しましては交差点需要率と交通流シミュレーションを行っております。予測条件といたしましては、ニトリの店舗におきます本事業の施設関連車両である来店車両のピーク時間帯となります休日14時台の1時間について予測評価を行っているという形になっております。

次のページは周辺事業の動線計画図をお示ししている形でございます。ライフの周辺事業に関しましては、国道から直接東側の出入口を介して来店・退店車両が出入りするという計画になっております。

こちらから、動画を御確認いただきながらシミュレーションの御説明をさせていただければと思います。

(動画上映)

こちら、交通流シミュレーションについて、先ほどのニトリ事業単体のものと複合影響のものと、両方併せて御説明させていただければと思います。

まず、駐車場出入口付近など、交差点需要率では交通混雑の状況が把握し切れない地点付近においてシミュレーションを行っております。現況の再現に加えまして、ニトリ単体での駐車場出入口別での3ケースの検証及び周辺事業の影響を踏まえた検証を行いました。交通5の交差点、祝橋東交差点と祝橋西交差点付近におきます最大滞留長及び渋滞長、平均走行速度の変化を中心に御説明をさせていただきます。

現況でございます。交通シミュレーションの実施にあたりましては、現状の滞留長及び渋滞長を再現するとともに、歩行者及び自転車の通行についても考慮し、また、路上の駐車車両を避けて車線変更する車両を考慮するなど、現状の交通挙動を可能な限り再現するように努めました。

まず、現状は、ニトリの来店車両のピーク時間帯となる休日14時台を採用しております。なお、右下の表は評価書案543ページに記載しております。参考として、現況の交通量がピークとなる休日12時台の値を記載しております。1時間の再現結果は、祝橋東交差点で北方向への滞留が最大で181m、祝橋東交差点で南方向への滞留が最大で270m、ほぼ現況の現地調査結果と一致しているという結果になっております。

参考までに、計画施設の出入口から名神高速道路の高架までの距離が約350mとなっております。特に計画地側の新御堂筋上におきまして、東側の車線に対して右側の第二走行車線に偏った滞留が生じている点を再現いたしました。

それを踏まえまして、ケース1でございます。ケース1は、出入口が北側と東側の2か所についてあるという設定でのシミュレーションでございます。赤く示した車両は店舗への来店車両、青が退店車両を再現したものです。なお、ニトリのピーク時における来店車両の台数は、1時間当たり146台の状態です。

結果について、祝橋東交差点では、北方向に16m、車2、3台分の最大滞留長は延伸するものの、現状と大きな違いはありませんでした。祝橋西交差点では、西方向への最大滞留長が13m延伸するものの、南方向への滞留長の延伸や通過する車両の速度に大きな変化はありませんでした。これ、今、大体1.2倍速で再生している形になっております。

続きまして、ケース2でございます。こちら、北側出入口のみとしたケースでございます。こちらはケース1と比較いたしまして、祝橋東交差点に関しましては大きな変化はありませんでした。しかし、祝橋西交差点において、ケース1と比較いたしまして、西方向、南方向ともに滞留長や渋滞長が悪化する結果となりました。北側の信号は青の時間が短いことから、ケース1と比較しまして、西方向に最大滞留長がさらに13m、現況と比較しますと26m延伸しており、渋滞も発生すると予測されました。南方向にも最大滞留長が26m、最大渋滞長が33m延伸する結果となっております。

続きまして、ケース3でございます。こちらは東側の出入口1か所みのケースでございます。こちらも祝橋東交差点では大きな変化はありませんでした。祝橋西交差点では、他のケースと比較しまして、西方向の滞留長が軽減される結果となりました。ただし、駐車場の出入口におきまして出庫車両の滞留や渋滞が発生するということになっておりまして、最大で出庫車両75台が敷地内にあふれる状況となりました。このため、駐車場内の車両の滞留により来店車両の入庫が阻害されることとなり、結果としては、新御堂筋沿いに入庫待ちの車両が発生するものと考えられます。

続きまして、複合影響でございます。

こちら、ニトリと周辺事業の再現結果でございます。ニトリについては、最も負荷が抑制される計画と考えられました出入口2か所のケース1で再現をしております。オレンジ色は南側店舗の来店車両、紫色は退店車両です。現況と比較しますと、祝橋東交差点では、本事業及び周辺事業の施設関連車両の負荷により北方向の最大滞留長の若干の延伸が見られますが、平均速度等に大きな変化はありませんでした。一方、祝橋西交差点については、西方向での大きな変化はなかったものの、南方向の最大滞留長は約75m、最大渋滞長は100m延伸する結果となりました。来店車両による影響は少ないものの、退店車両の出庫が重なった際に、第二車線に車線変更しようとする車によって、特に右側の第二車線において名神高速道路の高架付近まで滞留が生じる予測となりました。各ケースでのシミュレーションの説明は以上となります。

○会長

どうもありがとうございました。

○株式会社プレック研究所

あと、事後調査の内容だけ、579ページからお示しておりますので、また御確認いただければと思います。事後調査に関しましては、工事中の騒音、振動、また、供用後の交通混雑について予定をしております。

○会長

次に、住民等の意見について説明を受けたいと思いますので、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（永井主査）

それでは、資料5をご覧ください。ニトリ江坂店新築工事に対する住民等の意見についてです。

まず、評価書案について提出されました意見書及び事業者に対する質問書の提出状況です。意見書の提出期間は令和6年11月13日、告示日から令和6年12月28日までとなっております。意見書の提出総数は5通、5人の方から出ております。町丁別には、江坂町4丁目から4通、江坂町5丁目から1通ということです。なお、質問書の提出はございませんでした。

実際の意見書の内容ですけれども、全て交通混雑、交通安全に関わることでございました。

別紙1のほうをご覧ください。

北口の出入りによる、特に左折によって事故が増える可能性がある。あるいは、その次は祝橋の交差点の1つ北の交差点についてですので、こちらは直接関係がない御意見でした。3番目は、新御堂筋の祝橋西・東交差点、そこの渋滞について心配する声でございます。4につきましても、祝橋の西から北の出入口に入る道路についての渋滞、交通安全について心配する声です。さらに、5番目につきましても、祝橋の西・東の交差点における交通渋滞や、歩行者、自転車の安全等について心配する声でございます。さらに、5番目の意見として、江坂町5丁目、祝橋の東の交差点からさらに東側の地域なんですけれども、そちらが抜け道として交通量が増えることを心配されておられました。

次に、評価書案意見交換会についてです。

こちら、令和6年12月7日に開催されております。出席者につきましては、住民の方が29名出られまして、意見としては9名の方が発言をしておられます。発言内容については別紙2のとおりですけれども、こちらについてもほぼ全て交通混雑、交通安全についてのものでした。渋滞に関すること、北側の出入口について、あるいは、先ほど御説明がありましたシミュレーションの内容ですとか、その他、新御堂筋の渋滞について非常に心配する声が出ておりました。

○会長

では、続きまして、意見交換会に進行管理責任者として出席していただきましたB委員から、意見交換会の様子等について御報告をお願いいたします。

○OB委員

それでは、進行管理責任者から御報告申し上げます。

たくさんの方に朝から来ていただいて、そこに住んでいる方にしか分からない大変貴重な御意見をたくさんいただきました。当日、時間が来たんですけど、まだ手が挙がっている状態で、かなりいろんな意見をいただいた感じです。

大きく論点は4つありました。ちょっとお手元の評価書案の24ページの地図を見ながら、改めて報告したいところなんですけれども。24ページの図にありますように、まず1点目は、事業地北部並びに東部にある入出庫のところの車の交通に伴う安全性は大丈夫なんですかという御意見がかなり出てきたと。誘導員の方を立てていただいて、いろいろ安全性をケアするんですけども、なかなかルールを守っていただけない方がいたり、何やかんやとあると思うので、この辺のケアをしっかりといただきたいというのが1つ目の意見のまとめです。

次、2番目なんですけれども、ここにこういうたくさん交通を伴う施設が生まれることで、まず1つは、その東西ですね。事業地から新御堂を挟んで東西、これ、祝橋ですけど、祝橋の東の交差点並びに西の交差点の交通影響が出るだろうと。もう1つ、この事業地の新御堂西側、西の沿線沿いの北100mぐらいのところに新御堂への合流地点があるんですね。そういうところへの波及効果が発生するのではないかと御懸念があったということ、これが2点目です。

次、3点目なんですけれども、事業地の黒く塗られているところから西を見ていただいて、西の南と西の北のところにたくさんのマンションであったり、福祉施設とか病院ですかね、こういったいろんな建物が存在していて、そこが、これ、ふだんあまり交通がない割と静かな場所なんですけれども、こういうところに交通流が流れ込んでくるのではないかとというのが地域の方が大変御懸念されていることで、特に地域の方々は、ふだん交通が通ってないので、思わずいつもどおり歩いていたらぱっと車が出て出会い頭みたいな、そういうこともあるんじゃないかというのをかなり懸念されていたというのが3点目でございます。

最後、4点目なんですけれども、先ほど御説明あったように、事業地南側にライフというスーパーマーケットが同時にでき、かつ、ちょっと僕分からないんですけども、コーナンも近くにできるんですね。何かいろんなそういう複合的影響というところが、一気に交通が増えてしまって、そもそもこの地点って結構ものすごい交通的な鬼門というか、懸念点、地域の人々にとっては懸念点である場所なんですよね、そもそもこの地点が。だから、そこが複合影響でさらに、何といいますか、苛酷になるんじゃないかというのを、かなり気にされているというのが4点目の意見でした。

いずれにしても、ここ、しつこく言うんですけど、かなり地域の人からすると交通がきついとこなので、これ、下手すると、下手しなくても新御堂に波及するんですね。新御堂に波及すると、神崎川、もうちょっと南1kmぐらいにあると思うんですけど、神崎川ぐらいいまで渋滞が発生するようなどても苛酷なとこなので、この辺はもうかなり詰めて交通をやらないといけないということを委員の皆様方と共有しておきたいということでした。

○会長

では、いろいろな御説明に対して質疑応答に入りたいと思います。御意見とか御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○OC委員

いくつかあるんですけど、今回は要点で、二、三点お聞きしたいと思います。

まず、38ページのところで、工事の作業曜日ですが、提案書の段階の意見交換会では、たしか土曜日も原則休業という回答をされていたと思います。今回は変更して土曜日もあるということでしたら、近隣の住民に十分に説明して理解を得るようにお願いします。特に以前に別の案件で土曜日の工事でいろいろありましたので、十分説明をしていただきたいと思います。

あと、先ほど見せていただいた交通シミュレーションなんですけど、南側の範囲が、これは名神よりも上を再現されているということなんですか。そうしたら、この名神よりも下のほうまで渋滞が延びる可能性があるというのが評価できないですし、シミュレーション範囲の隅のほうではどうしても再現性が悪くなりますので、今回はもう少し長い距離でされたほうがよかったのかなという気がしています。

○株式会社ニトリホールディングス

土曜日の工事につきましては、これから施工会社の選定になりますので、工事計画の詳細が決まり次第、その辺、ちょっと再度検討させていただきます。

○株式会社エスパシオコンサルタント

私のほうからは、2点目でいただきました交通流のシミュレーションの検証結果についてなんですけれども、御指摘をいただきましたその再現の範囲については、この祝橋西並びに東を中心に、現況の交通量調査結果並びに将来の各施設の発生交通量の結果を基に再現をしているんですけども、お示しをさせていただいているのが名神の高速道路の高架下辺りまで表示をさせていただいているんですけども、もともとのシミュレーション自体はその先まで行っておりまして、結果としては、近隣のライフ様の影響を考慮した最大滞留長の結果が大体350m、この名神高速道路の下辺りまでというところでしたので、そのあたりが分かるように視覚的にお示しをさせていただいたものとなります。

○OC委員

分かりました。

○会長

では、ほか、どうでしょうか。

○OA委員

交通シミュレーションについてちょっと教えてください。シミュレーション、きちんとされていると思うんですけども、実際交通量調査もされていると思うんですけど、そこでの整合というのは大体確認はしていただいているのかという、ちょっと基本的なシミュレーションの妥当性について、教えてください。

○株式会社エスパシオコンサルタント

現況交通量の再現性というところでは、評価書案にも記載させていただいております各交通量の調査の実施計画の中で、開店後に特にニトリ様が最も混雑が生じる時間帯ということで、これは休日の14時台、こちらがピーク時間帯当たり先ほど申し上げたとおり146台、最も集客が見込める時間帯の1時間を抜粋して評価を行っています。その元データについては、その調査を行った休日の14時台の現況交通量の方向別のデータを基にしているんですけども、さらに、その時間の中でのいわゆる車両の偏りですね。先ほど動画内でも説明させていただきましたが、祝橋西の交差点にお

いては南方向で特に第二走行車線、右側の車線のほうが、左側車線に対して交通量が多い状態ですとか、あとは、祝橋西の交差点の先行き、北方面についても、現況においては一部、西側の第一走行車線で車両の駐停車が生じて、それによって車が右側に流れている状況、そういったところも、調査結果に加えて、何度か現地足を運びまして、それで偏り状況をなるべく再現するように工夫は行っております。

OA委員

分かりました。承知しました。

O会長

私のほうから少し。大気質とか騒音とかで、既にもう環境基準を超えているから、寄与が少ないから一応影響ないよと、こういうような御説明だったんですけども、超えているんだからこそ、この開発で抑えられることは、ぜひ何か対策は打っていただきたいなと思います。

まず交通渋滞等で、もしそういう渋滞が起これば、大気質のほうにはもっと悪影響を及ぼす可能性も出てくるかと思うので、そこら辺も含めて、交通渋滞が起これないようにことをぜひ対策として考えていただきたいなというのは、ちょっと話を聞いていて思ったことです。お願いいたします。

OD委員

ちょっと細かなことになるかもしれませんが。入店のときの仕組みとしては、いわゆる何かゲートがあるようなタイプのものなのか、何かもう交通渋滞が起きないように円滑に入れるようなナンバー読み取りのような仕組みなのかという、その点の計画はどうなっているのかということと、会に参加をさせていただいて、やっぱりB先生からのとおり、住民の方はかなり、住宅地の中に車が入ってくることをかなり懸念していらっしゃるので、その北側から出た車が右折してというのが原則だと思うんですけども。当初誘導員は存在するけれども、それがいつまで居続けるのかというあたりも含めて、左折して迂回をしてというようなことで、生活道の中に車が流入することによる事故とかが起こればと非常に大きな問題になってしまうと思いますので、その誘導員でというのは分かるんですけども、なかなかできることとできないことというのはあると思うんですけども。そういう意味では、本来は北側からは出庫しないほうが理想的なのかなとは思いますが、先ほどの交通シミュレーションで見ると、北側から出庫しないとかなり退店する車が渋滞するということだったので、難しいというようなことだと思うんですが、その辺についてはもう一度ちょっと確認させていただければと思って、その2点お願いいたします。

O株式会社ニトリホールディングス

まず、ゲートの設置につきましては、現段階では予定はしておりません。駐車料金等を取らない予定をしておりますので、入出庫で支障はないと考えています。

左折出庫の規制につきましては、店内及び外部、出入口で看板等を設置して、左折出庫禁止という形で御案内をさせていただくことを予定しております。

O会長

ほか、どうでしょうか。

OE委員

1点確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○会長

お願いいたします。

OE委員

建築計画なんです、敷地面積6,660m²に対して建築面積5,260m²で、建蔽率82%になっているんですが、これ、指定建蔽上問題ないんでしょうか。

○株式会社T&N北海道設計事務所

この用途地域は近隣商業地域で建蔽率は80%、プラス角地緩和ということでプラス10、合計して90%まで建築可能ですので、特に問題はないと思っております。

OE委員

分かりました。ここは今、法令上といいますか、90%で建てることができるということですね。

○株式会社T&N北海道設計事務所

そうです。

OE委員

その影響が非常に出ていて、これ、どう考えるかなんですが。今、敷地いっぱい建築物が建てられるようになっていますので、そうした場合に景観の見えということではいきますと、評価書案の469ページと470ページで、やはり北大阪急行の車窓からの景ということではいきますと、今回、建物が高さ等は現況と変更がないので問題ない、ただし、近づくことによってやっぱり圧迫感は、といってもあまり影響はないということの結果になっていますが、これ、建蔽90%ということの影響が非常に大きく出ている、この連続景としての車窓からの景をどう考えるのか、本当に影響がないというふうに言えるのか、何らかの改善策は必要ないのかということは、今後検討が必要ではないかなと思っています。

○会長

何かお答えは。

○株式会社T&N北海道設計事務所

建物、今、建蔽率のお話ありましたが、確かに10%の緩和ということで建物が大きくなっているということはありますが、御指摘あったような圧迫感というところは、外壁の色であったりとか壁面緑化、地上面の緑化、あと、前面に空地を設けたりとか、そういうところで極力緩和するような形で考えておりましたので、この建物の位置を変えるということは今考えてはおりません。

OE委員

あともう1つ、この建物に向かって垂直にといいますか、車席からは見えますので、始まりから終わりまでの時間も含めて影響がある、ないのかも、緩和策が必要ないのかどうかということも御検討いただければと思います。

○株式会社T&N北海道設計事務所

すいません、質疑の内容がちょっと聞き取れなかったんですけども。

○OE委員

北大阪急行からの上りで視認時間は極めて短いというふうにあります、実際にどれぐらいの時間なのか、また、建物を連続的に、建物に対して垂直にずっと見るようになりますので、そうしたことの景観的影響について問題がないというふうに言えるのか、著しい違和感がない、与えることはないものと予測すると本当に言えるのか、緩和策は必要ないのかどうかということも御検討いただければと思います。

○株式会社プレック研究所

承知いたしました。検討いたします。

○会長

時間進行の関係上、これ、第1回目ということで、以降も御意見を伺う機会があるんですけど、ここでぜひ何か1つ言いたいという方がもしいらっしゃったら、1つだけお受けしたいと思いますが、どうでしょうか。

議事進行の関係上もありまして、御理解よろしく願いいたします。

では、ここで本件に関する第1回目の審議は終了したいと思います。冒頭に事務局から説明がありましたように、後日、意見の集約があるとのことですので、また意見がありましたら、その際にお願いしたいと思います。

では、続きまして、次第4に移りますので、事業者さんには御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

4 [報告事項](仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業

(計画調整室入場)

○会長

それでは、続きまして次第4の報告事項に移りたいと思います。(仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業について、事務局の方から御報告をお願いします。

○事務局(永井主査)

前回審査会でもお伝えしましたとおり、令和4年12月開催の環境影響評価審査会において、一旦審査を保留しておりました「(仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業」でございますが、本日、アセス手続き実施者である吹田市より、手続の再開について説明がございます。

○計画調整室(工藤主幹)

(仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価について、御報告いたします。

1ページ目をご覧ください。まず、審査保留の経過について御説明し、環境影響評価手続きについて、審査保留以降の取組内容、最後に今後の予定について御報告いたします。

2ページ目をご覧ください。本案件は、令和4年に着手した環境影響評価の手続の中で、唐突に市の検討案を地域にお示したところ、地域住民の混乱や、多数の不安の声をいただき、いったん審査が保留となっていました。審査保留の経過につきましては、都市計画決定に先立ち、環境影響評価の手続きを実施する想定のもと、令和4年10月に都市計画決定を行う立場である吹田市が、市の検討案に基づき、環境影響評価の提案書を提出しました。

11月に実施した提案書に係る意見交換会においては、北千里駅周辺活性化ビジョン策定後の経過の御説明ができていない中、唐突にお示した市の検討案に、地元住民の混乱や多数の不安の声を生じさせてしまったところです。

その後12月の審査会においては、委員から市が都市計画に先立ち環境影響評価を行うことは問題ないかといったスキームに関する御意見や、いったん立ち止まり、計画について再度十分検討を行い、市民との意思疎通を図ったうえで、環境影響評価の手続を進めた方が、良いまちづくりに繋がるのではといった、計画内容や地域住民への事業の周知に関する御意見をいただきました。

審査会后、それら御意見に対する対応について、事務局と検討を重ね、協議・調整をしております。

3ページ目をご覧ください。続きまして、再開にあたっての環境影響評価の手続について御報告します。

4ページ目をご覧ください。市街地再開発事業の実施者については、(仮称)北千里駅前地区市街地再開発組合を予定しておりますが、法令上、都市計画決定後、再開発組合の設立が認可されるため、現状、事業検討主体として準備組合が事業の検討をしています。

今後の手続再開にあたっては、事務局と協議した結果、提案書を再提出することとしておりますが、再提出にあたっては、環境影響評価における事業計画及び環境取組内容については、吹田市による検討案から事業検討主体である準備組合による検討案に即した内容で手続を再開していきたいと考えております。

5ページ目をご覧ください。本事業と環境影響評価の関係性については、令和4年度時点においては、都市計画決定の内容と環境影響評価の評価書までの内容を整合するように進めていましたが、手続再開にあたっては、事業検討主体である準備組合による計画案に即した内容で提案書を再提出し、以降の手続については、事業の進捗に合わせて、適切な時期に実施していきたいと考えております。

6ページ目をご覧ください。続いて、審査保留以降の取組内容について、御報告します。

7ページ目をご覧ください。審査会にて、まずは地域住民に事業の説明を行い、一定の理解を得ることが必要ではないかといった旨の御指摘を踏まえ、地域住民等とコミュニケーションを図るため、北千里駅前まちづくり意見交換会を開催することとしました。

第1回では活性化ビジョン策定以降の市の取組や、市街地再開発事業の必要性、市街地再開発事業の仕組みなどを説明し、第2回以降では、「北千里駅前でどのように過ごしたいか」、「そのためにはどのような空間や機能が必要か」をテーマにワークショップを実施しました。

8ページ目をご覧ください。そして、令和6年6月に実施した第6回の意見交換会においては、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要（案）について説明するとともに、地域住民と質疑応答を実施しました。

参加された方からは、環境影響を様々な方面から分かりやすい形で提示してほしいといった御意見もあった一方で、意見交換会で出たアイデアを踏まえた計画内容に対して好意的な御意見もいただいたことから、これまでの意見交換会を経て、地域の皆様の理解が広がってきているものと考えています。市の検討案で環境影響評価を行うなどのスキーム上の課題や、地域住民への事業の周知といった、審査保留となっていた主な要因である、御指摘いただいた2点については解消できていると認識しており、今後の手続を再開したいと考えております。

9ページ目をご覧ください。最後に今後の予定につきましては、10ページ目をご覧ください。令和7年度第一四半期に環境影響評価提案書を再提出するとともに、提案書に係る意見交換会を実施していきたいと考えております。

○会長

ただいまの内容について、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○OB委員

2点ありまして、1つめは準備組合というのはどのような方々で構成されている組合なんでしょうか。

○計画調整室（工藤主幹）

事業区域にある土地建物の所有者であり、地権者です。

○OB委員

地権者の皆さんだということで、そこに市役所は、市は入っている？

○計画調整室（工藤主幹）

市も入っております。市も地権者です。

○OB委員

前は吹田市の、市役所発案だったのが、今回は地権者の方と市の方が、準備組合として提案される。

○計画調整室（工藤主幹）

そうです。前回の令和4年度に提案した計画案は、市が検討した環境に与える影響が最大限となる概略の計画として提出した計画ですが、今回再提出するにあたっては、事業検討主体である準備組合が主体的に作り上げた計画案をもとに、提案書の再提出を行うこととしております。

OB委員

わかりました。

それで当時の話なんですけれども、このスライド8にある大きな、比較的高級なタワーマンション、120m級だったと思うんですけれども、それが2つ、ぼんと出てきて、これを作るんだ、ということに対して、住民の方々は、我々が求めている、期待されているのはそういうものではなくて、このスライド7ですかね、7の左にあるような、左下のワークショップで出たキーワードにあるような施設っていうのを望まれている。そこが対立してしまった、コンフリクトを起こしたというふうに理解しているんです。

それで、もう1回スライド8を見ますと、とはいえやっぱりうっすらここにタワーマンションが2個、にぎわい広場の向こうにあるけど、このタワーマンションというのは変わらないんで良かったんですか。

○計画調整室（工藤主幹）

意見交換会では、やはりタワーマンションに御意見が集中する場面はありましたが、本事業は住宅建設を主な目的とした事業ではないということを繰り返し御説明させていただき、この事業は地区センターの再生を目指したものであり、そのためには一定の建築物が必要であるということを繰り返し丁寧に説明させていただきまして、継続的に参加されていた方からも、その仕組みについては理解したなど御意見もいただきました。

OB委員

まさにおっしゃっているように、そこが最大の争点だったと思うので、今回同じことが繰り返されないように、そこだけは丁寧に、タワーマンション開発案件ではなくて、地域の活性化案件であるというのを、まずは地域の皆様と共有されて、実施されるのを期待しております。

○会長

ほか、どうでしょうか。

○副会長

2つあります。1つは、1回目のキックオフというのは住民説明会、これは広く公募されて実施されたんですか。どういう形で住民の方を公募されたのかな、というのをお聞きしたいんですが。

○計画調整室（工藤主幹）

意見交換会は、第1回目、10月と11月に同じ内容で2回実施しておりますが、第1回目は、市の活性化ビジョン以降の取組について説明できていなかったというところもありましたので、まずは活性化ビジョン策定以降の市の考えるまちづくりや、これまでの市の取り組んできた内容、市街地再開発事業の仕組みなどを丁寧に説明させていただく機会として実施しました。

○副会長

それをやるためには住民をどういう方法で集められたのかな、というのが質問だったんですけども。延べ104名。

○計画調整室（工藤主幹）

応募の方法につきましては、市報やホームページへ応募内容を掲載するとともに、周辺の市民ホール等へのチラシ掲示や連合自治会経由で単一の自治会に回覧を回していただくなどをして、周知に努めました。

○副会長

市報とか、広く広告して。わかりました。それに関心を持った方が参加されたんですね。

もう1つは、準備組合の位置づけで。準備組合による検討案に即して、即した内容でずっと進めていくということですよ。こういうふうの方針を示されてるんですけども、そうすると、アセスの実施者というのは誰になるんでしょうか。準備組合の方なのか、市なのか。そういうところをお聞きしたいんですけども。

○計画調整室（工藤主幹）

アセス実施者については、計画の内容も変わりますので、現在調整中です。

○副会長

アセスの再開ということなので、準備組合の方々も主体的に参加されるというのは、一つの、議論を建設的に進めていくとか、やはり主体的に関わっていくというところでのポイントになるかなというふうに思いますので、そこも含めて検討いただいたらいいのかな、と思いますがいかがでしょうか。

○計画調整室（工藤主幹）

事務局とも相談し、そのような方向で調整を図っていきたいと考えております。

○副会長

先ほど合意形成の話があって、それが非常に大事なポイントになると思うので、そこも想定したうえで、どういうふうに進めていくか、是非御検討いただければと思います。

○会長

ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

今後また、これが審査事項に入っていきますので、また委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

では、特に御意見ないということですので、次は最後になりますが、次第5と6に移りますので、事業者さんは御退出をお願いいたします。

（計画調整室退出）

5 【報告事項】（仮称）吹田市藤白台5丁目計画

6 [報告事項] 佐井寺西土地区画整理事業

○会長

では、続きまして次第5、6に移りたいと思います。(仮称)吹田市藤白台5丁目計画及び佐井寺西土地区画整理事業の工事中の年次状況報告書について、事務局より報告をお願いします。

○事務局(永井主査)

それでは、資料7の方をご覧ください。(仮称)吹田市藤白台5丁目計画に係る環境影響評価の事後調査年次状況報告書の概要でございます。令和5年度に行われました、(仮称)吹田市藤白台5丁目計画に係る工事について、事後調査計画書に基づいて事業者が実施した事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況をとりまとめました。

工事中の事後調査報告書は、通常工事終了後に提出するのですが、本事業は工事期間が数年にわたるため、年次状況報告書を毎年度本市へ提出することになっております。正確には6月末に前年度を出すということになっているのですが、本事業、少し提出が遅れておりまして、受理日は令和6年12月13日となっております。

事業者ですけれども、株式会社日本エスコン、中電不動産株式会社に加えまして、社会福祉法人福祥福祉会、阪急阪神不動産株式会社が加わっております。

報告の概要と所見ですが、騒音・振動につきましては、工事中の建設機械の稼働による騒音・振動の測定結果は、いずれも評価書の予測結果及び騒音規制法・振動規制法の特定建設作業に係る規制基準値を下回っております。著しい影響はないと考えております。本市は引き続き、低騒音型・低振動型の建設機械の採用など、環境影響評価で事業者が実施することになっている騒音防止措置の確実な履行を求めてまいります。

建設機械・工事関係車両の稼働状況ですが、令和5年4月から令和6年3月までの工事関係車両の月当たり延べ台数を示すとともに、評価書に示しました出入り口の状況や誘導員の配置等をお示ししております。本市は引き続き、計画的な運行による工事関係車両の台数削減、交通混雑時を避けた走行時間の調整等、環境影響評価で事業者が実施することになっている環境保全措置の確実な履行を求めてまいります。

それ以外の環境保全措置の実施状況についても、実施にあたっての保全措置について、令和6年3月末時点の実施状況又は実施予定を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証し、その履行状況を確認しております。

今後の対応ですけれども、本計画は、まだ工事が続いております。本市は事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。

併せて、13日に受理した後、告示と同時に発送しておりますけれども、その際に、7月に配付しておりました令和4年度の本件の報告書なんですけれども、数字の記載ミスが数点ありまして、差替えのページを配付しております。大変お手数をおかけしまして申し訳ございませんが、差替えていただければと思います。

次に、資料8の方をご覧ください。佐井寺西土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書に対して、審査会より出ました意見に対する回答でございます。前回の審査会でいただいた御意見なんですけれども、工事関連車両の走行による大気汚染物質排出量を「平均走行台数」で評価し

ておりました。これは最大値で評価するべきではないか、という御意見でございます。

これにつきまして、まず回答なんですけれども、1点目、工事関連車両の走行による大気汚染の事後調査方法について、事後調査計画書及び事後調査報告書の記載に誤りがございました。

環境影響評価書における大気汚染の評価及び事後調査計画書の前半の方では、工事関連車両の走行による大気汚染は、工事期間中の毎年1回、工事関連車両からの年間排出量を算出する方法で事後調査を行う計画としておりましたけれども、これは、大気汚染の評価方法は年間値で評価するというものを踏まえて設定したものだなんですけれども、事後調査計画書の後半の表及び事後調査報告書（令和5年度版）では、調査の内容の大気汚染で、工事関連車両の走行について、調査時期や頻度を「工事期間中の毎年1回（工事関連車両の走行台数が最も多い時点）」と記載してしまっておりまして、確かにこの記載だと、最大の台数を取るようなふうに見えます。しかし、事後調査方法としては、毎年1回、年間排出量の算出が正となります。大変申し訳ございませんが、報告書と事後調査計画書を訂正したいと思います。今後、訂正の措置を取っていききたいと思います。

これについては、大気汚染の評価方法について、いろいろ御質問が出たと思うんですけれども、大気汚染の評価項目における二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、基本的には年間値で評価するというふうに定められております。環境影響評価書でも年間値での評価を行っています。

実測がある場合、通年で観測を行っている場合は、日平均値を昇順あるいは降順に並べて、年間98%値とか、日平均値の2%除外値によって評価すると定められておりますけれども、今回の事後調査のように、通年の観測ではなくて、工事関連車両台数に基づいて大気汚染濃度を推計する場合は、国交省の技術手法、資料の図2から3の方に詳細を載せておりますけれども、日平均の交通量から年平均値を算出しまして、この年平均値と定められた換算式を用いて年間値を推計する方法となりますので、今後は工事期間中の毎年1回、年間排出量の算出で、評価をしてまいりたいというふうに、事業者から報告がございました。

○会長

ただいま2件の報告がございましたが、何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

○OC委員

佐井寺の件なんですけど、先ほど御説明いただいた方法というのが、期間内に変動が少ない場合を想定しているのではないかと思いますので、今回使った方法が適切とはあまり思っていないけど、内容は理解しました。今後は、工事車両の平準化を行っていただくように、お伝えいただければと思います。

○事務局（永井主査）

はい。

○会長

ほか、どうでしょうか。

では、これ以上意見がないということですので、本日の審査会は終了したいと思います。長い時間、どうも御審議いただきまして、ありがとうございました。